

道央廃棄物処理組合契約規則

(平成26年4月1日規則第15号)

(平成29年4月24日規則第2号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、売買、貸借、請負その他の契約の締結、履行などについて、法令に定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(仮契約書の作成)

第2条 議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、議会の同意を得たときに契約を締結する旨を落札者又は相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書を作成するものとする。

第2章 契約

第1節 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、掲示、その他の方法によって公示する。

(入札の公告の方法)

第4条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、掲示、その他の方法によって公告する。ただし、急を要する場合には、その期間を2日までに短縮することができる。

(公告事項)

第5条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所

- (4) 競争入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨の事項
- (7) その他競争入札に関し必要と認める事項
(入札保証金の率)

第6条 法第292条において準用する令第167条の7第1項に規定する入札保証金の率は、当該入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の5以上とする。

(入札保証金の納付の免除)

第7条 次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第3条の規定による資格を有する者により一般競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第8条 法第292条において準用する令第167条の7第2項の規定による担保及びその価値は、次に掲げるものとする。

担保の種類	担保の価値
1 国債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令

	第287号) による金額
2 政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額の8割に相当する金額
3 財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第1項第9号に規定する金融債	2に同じ
4 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券	2に同じ
5 確実と認められる社債	2に同じ
6 銀行又は組合指定金融機関が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
7 銀行又は組合指定金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額（当該手形の満期の日が当該手形提供日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における割引率により割り引いた金額）
8 銀行又は組合指定金融機関に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額

9 銀行又は管理者が確実と認める 金融機関の保証	その保証する金額
-----------------------------	----------

2 前項の表の第8号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は組合指定金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。

3 第1項の表の第9号の銀行又は管理者が確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく当該保証をした銀行又は管理者が確実と認める金融機関との間に保証契約を締結するものとする。

(予定価格の決定)

第9条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札に付する事項につき、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を定めなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、役務の提供、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(予定価格調書の作成等)

第10条 予定価格を定めたときは、予定価格調書を作成しなければならない。

2 前項の予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札の場所において開封しなければならない。ただし、予定価格を入札の執行前に公表する場合は、封書にしないことができる。

(入札の方法)

第11条 一般競争入札において入札をしようとする者は、入札書を作成し、封筒に入れて自己の氏名を表記し、管理者が指定する日時までに、指定する場

2 前項の場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

(最低制限価格を受ける契約の手続)

第14条 工事又は製造その他についての請負の契約をしようとする場合において、特に当該契約の履行の確保をはかる必要があるときは、法第292条において準用する令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けて一般競争入札に付するものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第15条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに一般競争入札に付そうとするときは、第4条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(落札決定の通知等)

第16条 一般競争入札の落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者(第13条第2項の規定により落札者を決定した場合にあっては、当該落札者及び最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者)に通知するものとする。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第17条 法第292条において準用する令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合における公示の方法その他の手続については、第3条の規定を準用する。

(指名基準)

第18条 指名競争入札の方法により契約を締結しようとする場合における入札参加者の指名についての基準は、別に定めるものとする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第19条 指名競争入札に付するときは、法第292条において準用する令第167条の11の規定による資格を有する者のうちから、前条の指名基準により入札に

参加するものを少なくとも3人以上指名しなければならない。ただし、当該入札に参加させることができる者が3人に達しない場合にあっては、その参加させることができる者によって指名競争入札を行なうことができる。

2 前項の場合において、第5条第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第20条 第6条から第14条まで及び第16条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第3節 随意契約

(随意契約)

第21条 法第292条において準用する令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の表に定めるところによる。

(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(随意契約の内容等の公表)

第22条 管理者は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づき随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の名称及び概要
- (2) 契約を締結する時期
- (3) 契約の相手方の選定基準
- (4) その他管理者が必要と認める事項

2 管理者は、前項の規定により公表した契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の名称及び概要
- (2) 契約を締結した日
- (3) 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (4) 契約金額
- (5) 契約の相手方を選定した理由
- (6) その他管理者が必要と認める事項
（予定価格の決定）

第23条 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第9条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

（予定価格調書の作成）

第24条 予定価格を定めたときは、予定価格調書を作成しなければならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令の規定により価格の定められている物件を買い入れるとき。
- (2) 図書、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えない物品を買い入れるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が定める競争によりがたい契約をするとき。
- (4) 予定価格が30万円を超えないとき。

（見積書の徴取）

第25条 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質又は目的上2人以上の者から見積書を徴することができない場合は、1人の者から見積書を徴することができる。

（見積書の徴取を省略することができる場合）

第26条 次の各号の一に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 法令の規定により価格の定められている物件を買い入れるとき。
- (2) 図書、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格として採用して

差し支えない物品を買い入れるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が定める競争によりがたい契約をするとき。

(4) 予定価格が10万円を超えないとき。

第4節 契約の締結

(契約書の作成)

第27条 一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければならない。

2 一般競争入札又は指名競争入札の落札者は、契約書の作成を要する契約を締結する場合においては、第16条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日から7日以内に組合が作成する契約書により契約を締結しなければならない。

3 第1項の契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額

(3) 履行期限

(4) 契約保証金に関する事項

(5) 契約履行の場所

(6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

(7) 監督及び検査

(8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(9) 危険負担

(10) かし担保責任

(11) 契約に関する紛争の解決方法

(12) その他必要な事項

(契約書の作成の省略)

第28条 次の各号の一に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、

契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が50万円を超えないものをするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 国又は地方公共団体と契約をするとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(請書等の徴取)

第29条 前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。ただし、契約金額が30万円を超えないものをするとき（工事の請負を除く。）は、提出された見積書の承諾をもって請書に代えることができる。

(契約保証金の率)

第30条 法第292条において準用する令第167条の16第1項に規定する契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

(契約保証金の納付の免除)

第31条 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第3条及び第17条の規定による資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（工事の請負を除く。）を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないことと

なるおそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下で、かつ、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国又は地方公共団体と契約をする時。
- (8) 前各号に定めるもののほか、管理者が契約保証金の納付の必要がないと認めるとき。

(契約保証金に代わる担保)

第32条 第8条の規定は、契約保証金の納付に代えて提供させる担保について準用する。この場合において、第8条第1項の表の第9号中「又は管理者が確実と認める金融機関」とあるのは「、管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）」と、同条第3項中「又は管理者が確実と認める金融機関とあるのは「、管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社」と読み替えるものとする。

第5節 契約の履行

(違約金)

第33条 契約の相手方が契約期間内に契約を履行しない場合には、契約の定めるところにより、遅延日数に応じ、契約金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の違約金を徴収することができる。ただし、分割して履行しても支障のないものについては、その延滞部分についてのみ徴収することができる。

- 2 前項の違約金は、契約の相手方に対して支払うべき代金又は契約保証金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。

(契約の解除)

第34条 契約の相手方が次の各号の一に該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 期限又は期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認めるとき。
- (2) 契約履行の着手を遅延したとき。
- (3) 契約解除の申出があったとき。
- (4) 前各号のほか、契約の相手方又はその代理人がこの規則又は契約条項に違反したとき。

(売払代金の完納時期)

第35条 組合の所有に属する財産の売払代金又は交換差金は、法令に特別の規定がある場合を除くほか、その引渡しの時まで又は移転の登記若しくは、登録の時までに完納させなければならない。

(貸付料の納付時期)

第36条 財産の貸付料は、法令に特別の規定がある場合を除くほか、前納させなければならない。ただし、貸付期間が6月以上にわたるものについては、分割して定期に前納させることができる。

(部分払の限度額)

第37条 契約により請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、請負契約にあっては、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れ契約にあっては、その既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の金額までを支払うことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する工事の請負契約で管理者が特に必要と認めるときは、既済部分に対する代価の全額までを支払うことができる。

- (1) 国庫補助又は起債の対象となる事業に係るものであること。
- (2) 契約期間が2年度以上にわたるものであること。

(部分払の回数)

第38条 前条の規定による工事の既済部分に対する代価の支払回数は、請負契約金額が1,000万円以上のものに対して次の制限による。ただし、特別の場合はこの限りでない。

(1) 契約金額 3,000万円未満 1回

(2) 契約金額 3,000万円以上 2回

2 前項の規定による工事の既済部分に対する代価の支払いは、特別の場合に限り、1,000万円未満であっても1回を限度として支払うことができる。

3 債務負担行為による工事の各会計年度における既済部分に対する代価の支払回数の制限については、第1項の規定を準用する。この場合において、同項各号中「契約金額」とあるのは、「各会計年度のでき形部分等に対する請負代金相当額」と読み替えるものとする。

第6節 せり売り

(せり売りの手続)

第39条 第3条から第8条までの規定は、せり売りの場合に準用する。

第3章 監督及び検査

(監督又は検査)

第40条 法第292条において準用する法第234条の2第1項に規定する監督又は検査は、法第292条において準用する令第167条の15第4項の規定により委託して行う場合を除き、管理者が指定する監督員又は検査員が行う。

2 監督員は職員のうちから、検査員は課長等（道央廃棄物処理組合会計規則（平成26年道央廃棄物処理組合規則第5号。以下「会計規則」という。）第2条第4号の課長等をいう。）のうちから指定する。ただし、監督員が課長等の場合の検査員は、管理者が別に指定する。

3 前項の規定にかかわらず、物品の購入等で恒例的なものに係る検査員については、あらかじめその職をもって指定することができる。

(監督員及び検査員の兼職の禁止)

第41条 管理者は、監督員又は検査員の指定に当たっては、当該指定する監督員にその監督の対象となる工事又は製造その他についての請負契約（以下単に「請負契約」という。）に係る完了の確認のための検査員を兼ねさせては

ならない。

(監督員の職務)

第42条 監督員は、必要に応じ、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該請負契約の履行の監督上必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は当該請負契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

2 監督員は、必要に応じ、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、当該請負契約の相手方に必要な指示をするものとする。

(検査員の職務)

第43条 検査員は、次に掲げる場合には、直ちに検査を行わなければならない。

(1) 物件の買入れその他の契約にあっては、履行の提供があったとき。

(2) 請負契約にあっては、完了届の提出があったとき。

(3) 請負契約に係る既済部分又は物件の買入れその他の契約に係る既納部分に対する代価の支払を必要とするとき。

(4) その他検査を必要とするとき。

2 検査員は、特に必要があると認めるときは、検査の目的物の全部又は一部を破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うことができる。

3 検査は、契約の相手方及び第45条の立会人の立会いを求めて行わなければならない。ただし、契約の相手方が立ち会わないときは、欠席のまま検査を行うことができる。

4 検査員は、検査終了後、直ちに検査証(第1号様式、第2号様式、第3号様式又は第4号様式)を作成し、立会人と連署押印の上、管理者に報告しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、工事の請負以外の契約であって、次の各号のいずれかに該当するものに係る検査については、支出命令書(会計規則第37条に定める支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書という。)の検査印欄に押印することをもって、同項の検査証に代えることができる。

(1) 契約金額が30万円を超えないもの

(2) 契約内容により分割して支出するもの

(3) 賃貸借契約により支出するもの

(4) 単価契約により支出するもの

(検査不合格の場合の措置)

第44条 検査員は、検査の結果、不合格となったものについて、手直し、補強、引換えその他の措置を執ることが適当であると認めるときは、検査証にその執るべき期限及び内容を記載し、契約の相手方に当該措置を執るべきことを命じなければならない。

2 検査員は、前項の措置を行ったものについて、再度の検査をしたときは、新たに検査証を作成し、前項の検査月日を付記しなければならない。

3 検査員は、検査の結果、不合格となったもの又は数量の過不足部分があるものについては、契約の相手方に引取り、追納その他適当な措置をさせなければならない。

(立会人)

第45条 管理者は、検査員が検査を行うときは、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める職員を立ち合わせなければならない。

(1) 重要な物品の購入契約 物品出納員又は物品分任出納員

(2) 請負契約 発注課等の長又は発注課等の長が指定する当該課等の職員及び完成後に引き受けることとなる課等の長が指定する当該課等の職員

2 管理者は、物件の買入れその他の契約であって、納品又は引渡しの現場で直ちに請求課等に引き渡さなければならないものの検査に当たっては、当該請求課等の職員を立ち合わせなければならない。

(立会人の意見)

第46条 前条に規定する立会人は、立会いたした検査について意見を述べることができる。

2 立会人は、立会いたした検査について検査員と意見が一致しないとき、又は疑義があるときは、その旨を管理者に報告しなければならない。

(工事の請負契約者等及び出資法人等の調査)

第47条 法第292条において準用する法第221条第2項及び第3項に規定する調

査は、管理者が指定する調査員が行う。

- 2 前項の調査を行う場合には、あらかじめ当該調査を受けるべき関係者に対し、調査の日時及び事項並びに調査員の職及び氏名を通知するものとする。
- 3 第1項の調査員は、同項の調査を行うときは、身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による調査を行った調査員は、調査終了後10日以内にその結果を管理者に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月24日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第43条関係）

検 査 証	
工 事 等 名	
請 負 人	
請 負 完 成 金 額	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
着 工 年 月 日	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
<p>上記工事等は、契約のとおり完成したことを認めます。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>検査員 ⑩</p> <p>立会人 ⑩</p> <p>立会人 ⑩</p> </div>	

第2号様式（第43条関係）

検 査 証	
業 務 名	
受 託 者	
委 託 完 了 金 額	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
<p>上記業務は、契約のとおり完成したことを認めます。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>検査員 ⑩</p> <p>立会人 ⑩</p> <p>立会人 ⑩</p> </div>	

第3号様式（第43条関係）

検 査 証	
件 名	
納 入 者	
契 約 金 額	金 円
納 入 金 額	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
納 入 年 月 日	年 月 日
<p>上記のとおり検査しました。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-top: 50px;"> <p>検査員 ㊟</p> <p>立会人 ㊟</p> <p>立会人 ㊟</p> </div>	

第4号様式（第43条関係）

検 査 証		
工 事 名		
A	で き 形 設 計 金 額	
B	設 計 金 額	
C	請 負 金 額	
D	でき形部分 請負代金相 当額 $(A \times \frac{C}{B})$	
E	前 払 金 額	
F	でき形相当支払可能額	
G	前 回 までの 支 払 済 額	
H	今 回 支 払 額	
<p>上記のとおり検査しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> 検査員 ㊟ 立会人 ㊟ 立会人 ㊟ </p>		
摘 要	$F \leq D \times \left(\frac{9}{10} - \frac{E}{C} \right)$	